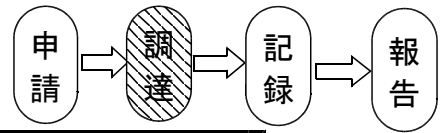


コード番号	3. 2. 1	業務名	ハードウェア(独自調達)
事例	所属独自にパソコンを調達するときの申請		

項目	手 続	留 意 点
① 協議	<p>手順1 情報化推進リーダーは「ハードウェア調達協議書兼報告書(個別調達用)」を作成し、情報セキュリティ管理者(所属長)の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、各部局の情報化推進員に「ハードウェア調達協議書兼報告書(個別調達用)」を提出する。</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者(各部局の次長等)の決裁を受け、毎月20日までに翌月分をソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)に「ハードウェア調達協議書兼報告書(個別調達用)」を提出する。</p>	<p>調達とは、購入、リースを指し、職員への配備は別手続きとなる。(コード番号4. 2参照)</p> <p>独自調達ハードウェアとは、情報政策課の一括調達によらず、所属独自で調達するパソコンを指す。</p> <p>ハードウェアの調達は基本的には所属で調達を行わず、情報政策課の一括調達で行うこと。(一括で調達できない理由を整理すること。)</p> <p>調達の協議をする際は、所属に余剰パソコンがないか、確認すること。</p>
② 許可	<p>情報政策課内部作業</p> <p>手順1 ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)は各部局の情報化推進員に許可書を送付する。</p> <p>手順2 情報化推進員は、ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)から届いた許可書を情報セキュリティ責任者(各部局の次長等)に供覧し、申請所属へ送付する。</p>	<p>20日までに情報化推進員からの提出がない場合、調達は翌々月となるので注意。</p> <p>IT調達支援担当との協議が必要な場合は併せて行う。</p> <p>申請書等は電子ファイルで提出する。</p> <p>コード番号3. 2. 2につづく</p>

根拠規程

- 【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】
- 6 対象資産の調達に関する情報の把握
資産管理者は、対象範囲内で調達した対象資産を適時・適切に把握する手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。
- 【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】
- 5 対象資産調達時の手続き
- (1) ハードウェア
- (2) 調達時の手続き
- ア 申請方法
- (イ) 独自調達パソコン
セキュリティ管理者等は、独自調達パソコンを調達する場合、「ハードウェア調達協議書兼報告書(個別調達用)」に必要事項を記入し、資産管理者に協議しなければならない。
なお、IT調達支援担当との協議が必要な場合は併せて行わなければならない。

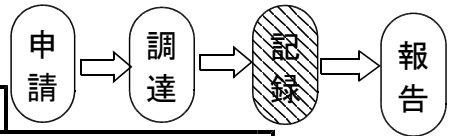


コード番号	3. 2. 2	業務名	ハードウェア(独自調達)
事例	所属独自のパソコンの調達		

項目	手 続	留 意 点
③ 調達	<p>手順1 情報化推進リーダーは、パソコンの調達承認後、調達担当者に指示し、速やかに発注する。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、ハードウェアが納品されたことを確認する。</p>	<p>コード番号3. 2. 1のつづき</p> <p>調達とは、購入、リースを指し、職員への配備は別手続きとなる。(コード番号4. 2参照)</p> <p>調達方法は財務規則等に基づく。</p> <p>※ 予算執行伺に承認書を添付すること。</p>
④ 報告	<p>手順1 情報化推進リーダーはパソコンの納品後、直ちに「ハードウェア調達協議書兼報告書(個別調達用)」を作成し、情報セキュリティ管理者(所属長)の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、各部局の情報化推進員に「ハードウェア調達協議書兼報告書(個別調達用)」を提出する。</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者(各部局の次長等)に供覧し、ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)に「ハードウェア調達協議書兼報告書(個別調達用)」を提出する。</p>	<p>コード番号3. 2. 3につづく</p>

根拠規程

- 【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】
- 6 対象資産の調達に関する情報の把握
 資産管理者は、対象範囲内で調達した対象資産を適時・適切に把握する手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。
- 【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】
- 5 対象資産調達時の手続き
- (1) ハードウェア
- ③ 納品時の手続き
- ア 納品物の確認
- (イ) 独自調達パソコン
 セキュリティ管理者等は、納品後速やかに、協議された「ハードウェア調達協議書兼報告書(個別調達用)」に必要事項を追記し、資産管理者に提出しなければならない。

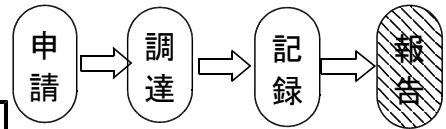


コード番号	3. 2. 3	業務名	ハードウェア(独自調達)
事例	所属独自にパソコンを調達したときの記録		

項目	手 続	留 意 点
⑤ 管理番号	<p>情報政策課内部作業</p> <p>手順1 ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)は、納品されたパソコンにハードウェア管理番号を付与し、各部署の情報化推進員にハードウェア管理番号が記載されたシールと「管理番号通知書兼報告書」を送付する。</p> <p>手順2 情報化推進員は、ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)から届いたシールと「管理番号通知書兼報告書」を情報セキュリティ責任者(各部署の次長等)に供覧し、申請所属へ送付する。</p> <p>手順3 情報化推進リーダーは納品されたパソコンにシールを貼付する。</p>	<p>コード番号3. 2. 2のつづき</p> <p>ハードウェア管理番号の体系は手順書参照。</p> <p>シールはパソコンの蓋に貼ること。</p> <p>管理台帳の更新後、情報政策課管理のデータベースに反映するため、台帳の写しの提出が必要。</p> <p>コード番号3. 2. 4につづく</p>
⑥ 記録	<p>情報化推進リーダーは、納品されたパソコンにシール貼付後、「ハードウェア管理台帳」にパソコンの情報を記入する。</p>	

根拠規程

- 【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】
- 6 対象資産の調達に関する情報の把握
資産管理者は、対象範囲内で調達した対象資産を適時・適切に把握する手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。
- 【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】
- 5 対象資産調達時の手続き
- (9) 管理番号の付与
- ② 管理番号の付与方法
- イ ハードウェア(独自調達)
- 資産管理者は、納品されたハードウェアに対し、ハードウェア管理番号を付与しなければならない。
資産管理者は、速やかに、「管理番号通知書兼報告書」を作成し、付与された管理番号をセキュリティ管理者に通知しなければならない。
セキュリティ管理者は、ハードウェアに貼付した上で、「管理番号通知書兼報告書」に必要事項を記入の上、資産管理者に提出しなければならない。
- (11) 記録
- ① 管理番号の記録
- ア 記録の実施(ハードウェア)
- 資産管理者は、管理番号を付与する際には、「管理番号発行管理簿」に記録しなければならない。
- ② 管理台帳、管理台帳データベースへの登録
- イ ハードウェア(独自調達)
- セキュリティ管理者等は、納品された情報を入力次第、「ハードウェア管理台帳」に登録しなければならない。



コード番号	3. 2. 4	業務名	ハードウェア(独自調達)
事例	所属独自にパソコンを調達したときの報告		

項目	手続	留意点
⑦ 報告	<p>手順1 情報化推進リーダーは「管理番号通知書兼報告書」を作成し、「ハードウェア管理台帳」とともに、情報セキュリティ管理者(所属長)の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは「管理番号通知書兼報告書」及び「ハードウェア管理台帳」を各部局の情報化推進員に提出する。</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者(各部局の次長等)に供覧し、ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)に「管理番号通知書兼報告書」及び「ハードウェア管理台帳」を提出する。</p>	コード番号3. 2. 3のつづき
⑧ データベースへの反映	<p>情報政策課内部作業</p> <p>ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)は、前月分を毎月10日に「データベース」に反映する。</p>	「ハードウェア管理台帳」の記載内容に不備があった場合は、修正指示をすることあり。

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

- 6 対象資産の調達に関する情報の把握
 資産管理者は、対象範囲内で調達した対象資産を適時・適切に把握する手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

- 5 対象資産調達時の手続き
 (9)管理番号の付与
 ② 管理番号の付与方法
 イ ハードウェア(独自調達)
 資産管理者は、納品されたハードウェアに対し、ハードウェア管理番号を付与しなければならない。
 資産管理者は、速やかに、「管理番号通知書兼報告書」を作成し、付与された管理番号をセキュリティ管理者に通知しなければならない。
 セキュリティ管理者は、ハードウェアに貼付した上で、「管理番号通知書兼報告書」に必要事項を記入の上、資産管理者に提出しなければならない。
- (11)記録
 ② 管理台帳、管理台帳データベースへの登録
 イ ハードウェア(独自調達)
 セキュリティ管理者等は、納品された情報を入力次第、「ハードウェア管理台帳」に登録しなければならない。